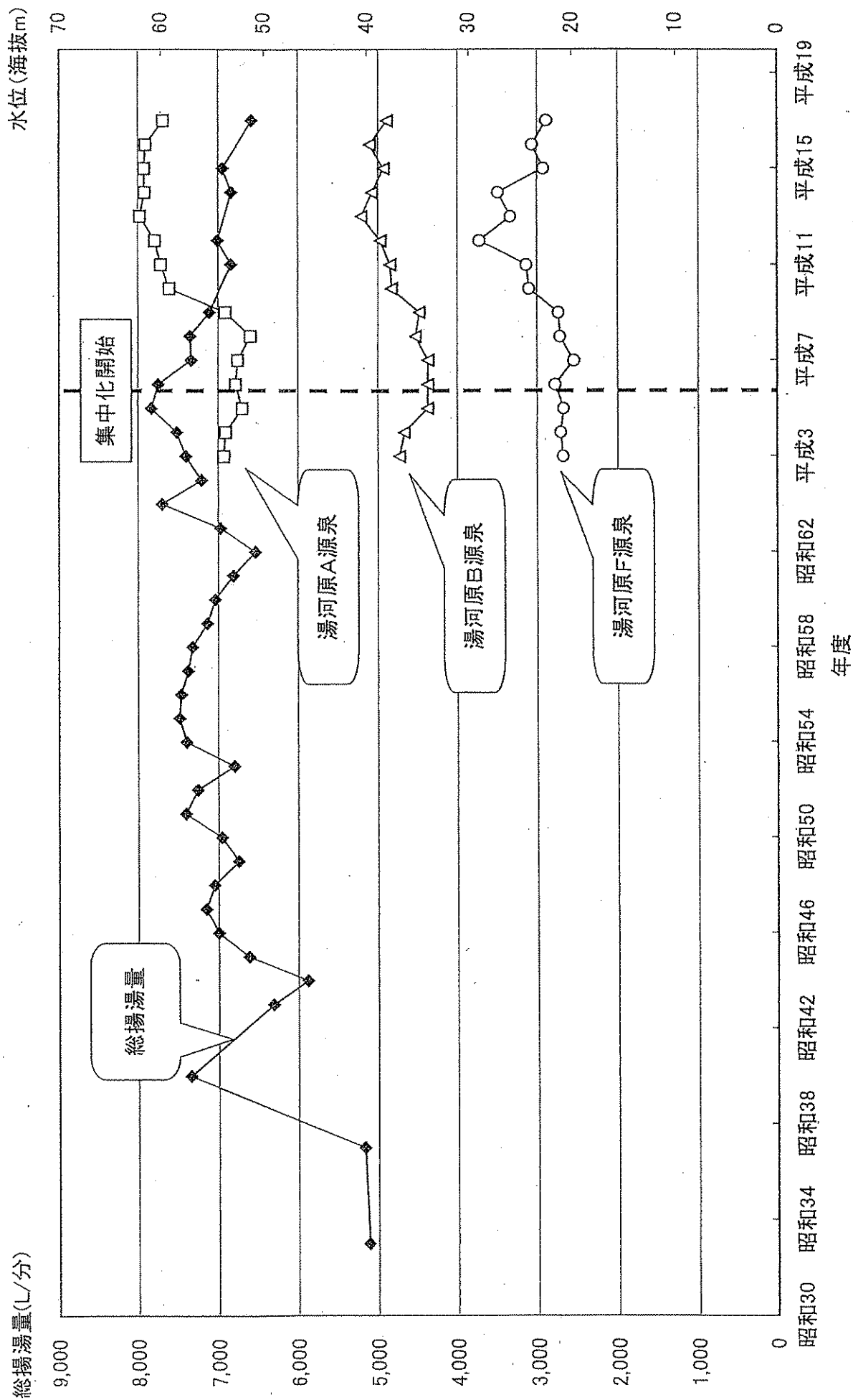


集中管理方式導入に伴う水位の変化



温泉源の保護に関する許可基準についての裁判例の整理

【温泉法上の温泉の掘削、増掘、動力の装置の許可基準】

(許可の基準)

第4条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
 - 二 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (以下略)

○ 近隣の特定の源泉に実際に生じた影響から判断する場合、軽微な影響では不許可事由に当たらない。

- ・ 新規温泉の掘削により、既存の温泉井の水位、ゆう出量、温度に軽微な変化は認められるとしても、新規掘削がその主たる原因とは断定できず、しかもこの変化はポンプ座の位置を下げ、モーターを若干強力なものに取り替える等の措置により容易に既存の温泉井の利用・経営に支障を来たさないよう補い得る程度のものである場合には、新規掘削の許可を拒むべきでないとした都道府県の判断は、その技術的判断を基礎とする裁量権の限界を超えるものとして違法視し得るものでないことは明らかである。
(昭和 33 年 7 月 1 日最高裁判決)

○ 過去に水位低下、揚湯量減少等が起こった場合に、その地域での新規掘削について、すべて不許可とすることも認められる。(単一の掘削による影響ではなく、同種の申請を許可せざるを得なくなることによる影響の総体を考慮して)

- ・ 過去に温泉水位の低下、揚湯量の減少、温度の低下、成分の変化などの現象が起こり、また、ゆう出量の増大とゆう出温度の低下との間に相当明瞭な相関関係があることが科学的な調査、研究の結果明らかになった。仮に本件申請について許可処分がなされるにおいては、同種の新規掘削許可申請が相次いでなされ、かつこれらを拒むことが困難となることが明らかに予測されるところ、揚湯量の規制措置を通してようやく維持されてきた温泉をめぐる秩序が乱れ、温泉争奪やこれに伴う地域混乱が再び招来されて、既存の温泉井の利用に悪影響を与えるのみならず、温泉源そのものの荒廃を促し、温泉地一帯の地域社会の経済的基盤をすら掘り崩し、かつまた保養を求めて来集する不特定多数の一般公衆の利益をも奪うおそれがあるといわなければならない。
(昭和 53 年 12 月 19 日最高裁判決)

○ 既存源泉からの距離により一律に制限する方式についても、温泉源の保護を目的とする合理的な基準である限り、認められる。

- ・ (距離規制を定めた審議会の内規は) 専門学者、学識経験者らによる地質構造の調査研究やそれまでの掘削事例等の実態を踏まえて、地質学や流体力学等々の自然科学的観点、経験から、温泉源同士が近距離にあれば相互に影響を及ぼし、その地区の温泉源が枯渇しかねないから、新規掘削については既設源泉から一定の距離を保つことを相当として定められたものであって……

制限距離が一般的にみて合理的なものと考えられる以上、距離制限方式を採用することをもって不必要に広範な規制をしたものということとはできない。

(平成 3 年 7 月 25 日福岡地裁判決)

<合理的な基準であると認められた例>

- ・ 制限距離は漠然と決められているわけではなく、実態調査に基づき、地質学等科学的見地から定められたものであって、裂か泉地区では 50m、流下泉地区では 100m と、温泉の性質によってその規制距離を変える配慮をも示されているし、……土地の所有権者の権利を不必要に制限しないように配慮されていることが窺われる。

(平成 3 年 7 月 25 日福岡地裁判決)

<合理的な基準ではないとされた例>

- ・ 3000m 以上離れていても影響が生じた事例が存在したからといって、それだけで、「特別な地域」内において掘削を行う場合に半径 3000m 以内の地域の源泉への影響が予想されるといえないことは明らかである。

(平成 18 年 2 月 8 日群馬地裁判決)

○ 近隣の源泉所有者の同意書がないことは、不許可事由に当たらない。

- ・ 「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める」場合に当たるというためには、客観的ないし科学的な根拠に基づいて、当該申請に係る掘削がこのような影響を及ぼすと認められることを要し、そのような事情が認められない場合に、地域全体の利益を考慮するとして、既存の温泉所有者の同意書等の添付、同所有者との協議会の設置を求め、それらの要請が満たされないことなどを理由として温泉の掘削申請を不許可とすることは、温泉法の定める以外の事由に基づいて不許可処分を行うに等しく、温泉法の趣旨に反するものと考えられる。

(平成 18 年 2 月 8 日群馬地裁判決)

都道府県における温泉資源保護対策要綱等について

「掘削」の許可に係る要綱等の規定内容
と自治体数(重複有)

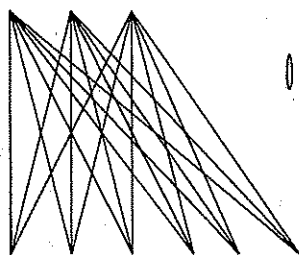
保護地域等の指定	18
既存源泉からの距離制限	23
ゆう出口口径の制限	12
掘削深度の制限	9
同意書の添付	27
その他(影響調査の実施など)	—

(このほか、動力装置等の許可においても独自の
審査基準を設けている)

審査基準を定めている根拠別自治体数

都道府県が定めた要綱、要領	18
都道府県の内規	9
審議会の決定、申し合わせ	16

* 掘削許可に係る要綱等を定めていない
自治体=4



根拠も内容も様々

例えば、保護地域や距離制限に着目して、
いくつか比較してみると・・・

特別保護と称する地域での取扱については「新規掘削認めず」「原則は認めない」「3km以内の同意
書を求める」など様々。
また、制限の内容等は異なるが、既存源泉からの距離だけに着目すれば、20m～3000mと大き
な幅がある。

【参考事例】

(注：地層構造、温泉の成因や分布等は地域ごとに異なることから、必ずしもここに示す手法を用いることが適当ではない場合もあると考える。)

(case1) 掘削の可否判断

近距離源泉間の相互影響を確認することを目的とした調査結果を踏まえ、審議会の協議事項として一定の距離制限(概ね800^{メートル})を定め、当該距離内での掘削は適切でないとの答申に基づくことを原則としている。
例外は、当該距離内の掘削申請を行った者が「他の源泉に影響はない」ことを示す根拠(調査書など)を提出し、審議会がその根拠が妥当であると認めた場合のみとしている。

(case2) 動力装置の可否判断

動力装置の申請を受理後、試験的に動力を設置させ、申請井から200^{メートル}以内の温泉井のうち、四方直近の温泉井又は影響が予想される温泉井に対する影響調査を計7日間実施させ、可否の判断の根拠にするとともに、付近温泉採取権者とのトラブルの未然防止に努めている。(なお、7日間の調査の結果、付近の温泉源に影響が認められる場合は、範囲を拡げ、更なる影響調査を行わせることとしている。)

(case3) 動力装置の際の条件の付与

温泉井の水位低下など枯渇現象を示すデータを基に保護地区を指定するとともに、当該地域内での揚湯量の実態調査結果を踏まえ、揚湯の最高限度量をあらかじめ設定。さらに、申請井から半径200^{メートル}以内の知事が指定する源泉を対象に1週間程度の影響調査を実施させ(調査対象源泉所有者への協力依頼は管轄保健所長が実施)、付近の源泉に影響を与えない範囲内での揚湯量を条件に許可することとしている(当然、地域の最高限度量の範囲内)。
また、保護地区以外の一般地域では、段階揚湯試験及び連続揚湯試験の結果から変曲点(限界揚湯量)を求め、当該限界揚湯量の80%を適正揚湯量とし、その範囲内での揚湯量を条件に許可することとしている。

温泉資源保護の仕組みの見直しについて（検討素案）

1. 見直しの形式

- 温泉掘削等に対する許可・不許可の判断の参考とするため、許可基準の内容等について、国ができる限り具体的・科学的なガイドラインを作成する。
- 事前の許可・不許可による対応だけでなく、許可に条件を付け、温泉資源への影響のモニタリング結果や条件の遵守状況等に基づいて事業者に必要な指導を行う事後的な管理の手法を一層活用する。そのために必要な制度の見直しを行う。

2. 許可基準等に関するガイドラインの作成方針

(1) 基本的な作成方針

- 許可基準の内容や、その基準の適用等の温泉資源保護のために都道府県が備えることが望ましい標準的な仕組みについて、記述するものとする。
- 温泉資源に関する科学的知見や、技術的な判断の基準をできる限り詳細に記述するものとし、今後、そのために必要な技術的・専門的な検討を進める。

(2) 都道府県による温泉資源保護のための標準的な仕組みのイメージ

① 基本的考え方

ア. 温泉資源枯渇の未然防止

- 温泉資源への影響が生ずる可能性が十分に高い場合には、温泉掘削等の制限を行えることとする。

イ. 科学的判断に基づく保護対策

- 温泉掘削等の制限は、温泉資源に関する科学的判断をもとに行う。

ウ. 事前規制と事後管理の組合せ

- 掘削等の実施中のモニタリングに基づいて事後的に管理する手法も活用する。

② 温泉保護のための特別な区域、既存源泉からの距離による規制

ア. 温泉保護のための特別な区域の設定

- 過去に枯渇現象が発生したり、地域の温泉利用量が限界に達している地域等については、温泉保護のための特別な区域として設定する。

- このような区域においては、温泉掘削等について、追加的な掘削等を原則禁止する（代替掘削等の一定の例外を除き）など制限をする。

イ. 既存源泉からの距離による規制

- 既存源泉から一定距離内で温泉掘削等を行えば、既存源泉への影響が出る可能性が高いと見込まれる場合には、距離による規制を行う。
- 距離は、地域の温泉資源の存在や利用の状況に応じて設定する。
- その距離内においては、温泉掘削等について、追加的な掘削等を原則禁止する（一定の例外を除き）など制限をする。ただし、近隣源泉所有者の同意書のないことのみを理由として温泉掘削等を制限する手法は取るべきではない。

③ 掘削等の申請の際の影響調査

ア. 影響調査の実施対象

- 既存源泉からの距離が一定以下である場合等を対象に、温泉掘削等の申請に当たり、影響調査の結果を添付させることとする。

イ. 影響調査の内容、実施方法

ａ. 掘削、増掘の場合

- 温泉資源や地質構造に関する文献調査等とする。

ｂ. 動力の装置の場合

- 申請者は、揚湯試験を実施し、その温泉自体のゆう出状況、既存源泉所有者の協力により既存源泉への影響の状況を把握する。
- 都道府県は、揚湯試験の結果をもとに、必要に応じ再調査を行い、揚湯量の上限を許可の条件として設定する。

④ 事後モニタリング

ア. モニタリングの実施

- 資源枯渇のおそれがある地域など一定の場合には、温泉利用者に水位、温度、導電率等を定期的にモニタリングさせ、都道府県に報告させる。

イ. モニタリングの結果の反映

- モニタリングの結果は、その後の掘削等の許可の判断に活用する。
- 著しい影響が判明した場合は、地域の温泉利用量を抑制する措置を講ずる。

⑤ 環境への影響等の公益侵害の防止

- 考慮すべき公益侵害の例は、温泉の放流による水質悪化などの環境影響、可燃性・有毒性ガスの噴出、がけ崩れ等の災害、地盤沈下など。
- 公益侵害のおそれがある場合は、掘削等の許可に当たり、公益侵害が発生しないような管理手法を許可条件とするなどにより対応する。